

## 「指定通所介護(デイサービス)」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(指定事業者番号:滋賀県 第 2570500500 号)

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容に対し、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

1. 事業所
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 事業所が提供するサービスと利用料金 及び 義務
5. 苦情の受付について
6. 緊急医療体制について
7. 利用料金のお支払い方法

## 1. 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 日野友愛会
- (2)法人所在地 滋賀県蒲生郡日野町深山口524番地
- (3)電話番号 0748-53-0261
- (4)代表者氏名 理事長 奥田 秀
- (5)設立年月日 平成9年 1月14日

## 2. 事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定通所介護事業所  
(平成18年 8月 1日 指定 滋賀県 2570500500号)
- (2)事業所の目的  
事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、ご利用者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、ご利用者に対し、通所介護サービスを提供します。
- (3)事業所の名称 沖野原デイサービス
- (4)事業所の所在地 滋賀県東近江市沖野三丁目10番18号
- (5)電話番号 0748-22-7555
- (6)事業所長(管理者)氏名 田中 恵美子
- (7)事業所の運営方針  
1 事業所は、ご利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとする。  
2 事業所は、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立った介護福祉サービスの提供に努めるものとする。  
3 事業所は、事業の運営に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係行政機関、他の居宅サービス事業所その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。
- (8)開設年月日 平成18年 8月 1日
- (9)通常の事業の実施地域  
東近江市内のうち旧八日市市、旧蒲生町、旧湖東町、旧愛東町、旧永源寺町、旧五個荘町内の伊野部町、奥町、小幡町、木流町、新堂町、中町、平阪町、三俣町、山本町の区域、**近江八幡市(旧:安土町内)**の東老蘇、西老蘇、内野の区域、および日野町とする。

(10) 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前9:30～午後3:30 (サービス区分6時間以上7時間未満)
利用定員	1日 39名
受付時間	変更や利用の中止は終日受付します。 但し、12/31～1/3は休み

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を充たしています (R6.6.1現在)

職種	常勤		非常勤		指定基準
	専従	兼務	専従	兼務	
事業所長(管理者)		1名			1名
生活相談員		2名			1名以上
介護職員	3名	3名	3名		6名以上
看護職員		1名		0.5名	1名以上
機能訓練指導員		1名		0.5名	1名以上

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

<主な職種の職務内容>

職種	職務内容
管理者	事業所と従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規程されている指定通所介護の実施に関し尊重すべき事項において指示命令を行う。又、管理者はそれぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。
生活相談員	利用者の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
介護職員	利用者の日常生活の支援をし、特に入浴送迎の支援を行う。
看護職員	利用者の健康管理、医療との連携を行う。
機能訓練指導員	要介護状態の軽減又は、悪化防止の為に機能訓練を行う。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
介護職員	勤務時間：午前8:00～午後5:00
看護職員	勤務時間：午前9:00～午後6:00
機能回復訓練指導員	☆原則として1名の看護職員が勤務します。
生活相談員	勤務時間：午前8:30～午後5:30
	☆原則として1名の相談員が勤務します

4. 事業所が提供するサービスと利用料金 及び 義務

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

○当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります。

## ○サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調・健康状態等の必要な事項について事業所の医師、看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携するとともにご利用者からの聴取・確認したうえでサービスを実施します。
- ③非常災害に関する非常災害対策計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、年2回の避難、救出その他必要な訓練を定期的実施します。
- ④ご利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、ご利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、写しを交付します。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の処置を講じます。
- ⑥サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務) ただし、ご利用者に緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供します。
- ⑦ご利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご利用者の同意を得ます。

### (1)介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、通常介護保険負担割合証の負担割合に基づいて介護保険から給付されます

#### <サービスの概要>

- ① 入浴
  - ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。ただし、37℃以上の熱の場合や看護師の許可のない場合は中止させていただく場合があります。
- ② 排泄
  - ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した介助を行います。
- ③ 送迎
  - ・ご希望により、居宅と事業所との間の送迎を行います。
  - ・送迎時間は指定のない限り前後することがあります。
- ④ 相談・援助等
  - ・自宅における介助方法や、ご利用者さまへのケアの仕方においてもご相談に応じます。
  - ・介護生活されて行く上での、今後の流れ等について。
- ⑤ 健康チェック、指導
- ⑥ レクリエーション 並びに 機能回復訓練
- ⑦ その他、自立への援助

<サービス利用料金(1回あたり)>

料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

■サービス利用料/6時間以上7時間未満■

令和6年4月1日:改正

要介護度	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.介護サービス費	584 単位	689 単位	796 単位	901 単位	1,008 単位
2.地域区分/7級地 (1単位当たり)	10.14 円				
3.サービス 利用料金(1日)	5,921 円	6,986 円	8,071 円	9,136 円	10,221 円
4.うち、介護保険から 給付される金額	5,328 円	6,287 円	7,263 円	8,222 円	9,198 円
5.サービス利用に係る 自己負担額(1割)	<b>593 円</b>	<b>699 円</b>	<b>808 円</b>	<b>914 円</b>	<b>1,023 円</b>
	(1,185 円)	(1,398 円)	(1,615 円)	(1,828 円)	(2,045 円)
	((1,777 円))	((2,096 円))	((2,422 円))	((2,741 円))	((3,067 円))

1割負担

2割負担

3割負担

※地域区分(10.14)においては、その他加算単位においても同様に、乗じます。

※上記、( )料金は、2割、(( ))料金は、3割自己負担の場合。

※当施設は、東近江市(7級地)に所在するため、単位数に10.14を乗じて得た金額がご利用者様の介護保険負担割合証に記載された割合の額となります。

○ 食 費 昼食代・・・700円(おやつ代含む)

○ 送 迎 サービス利用料に含む。

その他加算について

加算項目	利用者負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算	40円	80円	120円
中重度者ケア体制加算	45円	90円	135円
送迎を行わない場合の減算(片道/回)	-47円	-94円	-141円
サービス提供体制加算(Ⅲ)	6円	12円	18円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の9.0%を加算		
地域区分 7級地・・・単価当たり	10.14		

★一定以上の所得のある方の場合、上記の様に 2割～3割の自己負担となる場合があります。

- 1) 入浴介助加算(Ⅰ) / 入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。
- 2) 中重度者ケア体制加算 / 要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が30%以上であること。

中重度ケア体制加算は、中重度の要介護者が社会性の維持を図り在宅生活の継続を目指したケアを計画的に実施できる体制を整えている場合に算定します。

- 3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) / 指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること。

サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。

- 4) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)・・・1月当りの総利用単位数の9.0%が、加算されます。

介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度額の対象外となります。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

- ① 食費(おやつ代含む) …… 料金:1回あたり 700円  
 ・指定時間までに連絡のない場合や体調不良で途中で帰られた場合、食費はいただきます。
- ② 教養娯楽費 …… 実費  
 ・ご利用者のご希望によって教養娯楽費(レクリエーション、クラブ活動、屋外活動等)として必要な物を施設が提供した場合にかかる費用をご負担頂きます。
- ③ 日常生活上必要となる諸費用 …… 実費  
 ・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供した場合にかかる費用をご負担いただきます。

品 目	ご利用価格	
おむつ代(パンツ式)	130円	1日利用分枚数に関係なく
おむつ代(紙おむつ)	100円	
おむつ代(尿パット)	100円	
その他の日用品代	実 費	

- ④ 処置等に伴う医療費 …… 実 費

### <サービスの利用に関する留意事項>

#### (1) 事業所の施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動 等を行うことはできません。
- ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- ご利用者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- 経済状況に著しい変化その他やむを得ない事由がある場合。相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

## (2) 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## (3) 利用の中止、変更、追加

- ご利用者は、利用予定日の前に、契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、ご利用者はサービス実施日の前日までに事業者へ申し出ることとします。
- ご利用者が、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

中止、変更、追加 理由	中止、変更、追加 料金
前日までに申し出があった場合	無 料
前日まで申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に掲示して協議します

## 5. 契約の終了について

### ① 事業者からの契約解除の申し出

- 1 ご利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 2 ご利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく3ヶ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- 3 ご利用者またはその署名代行者ないしご家族、その他関係者が、故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の事前の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書による通知によりこの契約を解除することができる。
- 4 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- 5 事業所が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。

### ② ご利用者からの契約解除の申し出

- 1 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意出来ない場合。  
施設の運営規定の変更に同意できない場合。
- 2 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合。
- 3 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- 4 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により**ご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ**、又は**著しい不信行為**、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- 5 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

## 6. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

#### 1. 苦情解決責任者

田中 恵美子 施設長  
東近江市沖野三丁目10-18 (沖野原事業所内)  
TEL:0748-22-7555

#### 2. 苦情受付担当者

内田 徳子  
東近江市沖野三丁目10-18 (沖野原事業所内)  
TEL:0748-22-7555

#### 3. 第三者委員

儀俄 嘉氏  
蒲生郡日野町深山口721  
TEL: 0748-52-0858

岸村 嘉幸  
蒲生郡日野町大字上駒月1635  
TEL: 0748-52-3601

### (2) 受付時間

毎週 月曜日～金曜日  
8時30分 ～ 17時30分  
又、苦情受付ボックスを玄関横に設置しています。

### (3) 受付方法

苦情は、面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受付ます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

### (4) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

### (5) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その後、苦情申出人は、第三者委員の立会いによる話し合いは、以下により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項などの確認

### (6) 解決不能の場合

当施設で解決出来ない苦情は滋賀県社会福祉協議会に設置された滋賀県運営適正化委員会(あんしん、なつとく委員会)に申し立てることができます。

Tel 077-567-4107

Fax 077-561-3061

Eメール c-amsim@mx.biwa.ne.jp

〒 525-0072

草津市笠山7-8-138 県立長寿社会福祉センター 2階



(7) 解決結果の公表

利用者によるサービスの選択や事業者によるサービスの質や信頼性の向上を図るため、個人情報に関するものを除き、「事業報告」や「広報誌」等実績を掲載し公表する。

(8) 当施設以外の苦情受付

- ・東近江市長寿福祉課 TEL:0748-24-5678
- ・近江八幡市 福祉保険部長寿福祉課 TEL:0748-31-3737
- ・日野町役場 長寿福祉課 TEL:0748-52-6501
- ・滋賀県国民健康保険団体連合会  
大津市中央四丁目5番9号 TEL: 077-510-0065

7. 緊急医療体制について

**緊急時の医療**

協力医療機関 医療法人社団 幸信会 **青葉メディカル**

8. 利用料金のお支払い方法

料金、費用は、サービスの利用終了後に1ヶ月まとめて請求します。

(支払い方法)

- ア. 窓口での現金支払 毎月25日まで
- イ. 滋賀銀行口座からの自動振り替え(毎月20日振替 ただし、土日、祝日の場合は、翌営業日)
- ウ. 下記指定口座への振り込み

滋賀銀行 日野支店 普通預金 537956

社会福祉法人 日野友愛会

理事長 奥田 秀

## 9 その他

### 1) 虐待防止について

ご利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとし、虐待防止に関する担当者を配置しています。虐待を防止する委員会の設置及び委員会の内容を職員に周知徹底し、定期的な研修を実施、その他虐待防止のために必要な措置を講じます。また、事業所は、サービスを提供中に当該事業所職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に報告します。

### 2) 身体拘束について

1 身体拘束廃止の推進に積極的に取り組み、身体拘束のもたらす弊害(身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生、精神的苦痛、人間としての尊厳の屈辱、介護スタッフの志気の低下、社会的不信等)を抑制することに努めます。

2 下記における身体拘束禁止の対象となる具体的な行為を、ご本人の状況等でやむなく必要とされた場合、本人家族に了承を得たうえ、記録を残します。

#### 『身体拘束禁止の対象となる具体的な行為』

- 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- 転倒しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような、いすを使用する。
- 脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を使用する。
- 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

### 2) 秘密保持等

1 指定通所介護サービス従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

2 指定通所介護サービス従業者であった者が、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

4 介護従事者においては、介護従事者で無くなった場合においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

### 3) 緊急時等における対応方法

従業者は、指定通所介護サービスを提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

### 4) 事故発生時の対応

1 利用者に対する指定通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また、行政担当課に報告を行うとともに、再発防止のための対策を講じます。

2 利用者に対する指定通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

5) 損害賠償責任について

(1) 事業所の責任により、ご入居者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を補償いたします。

(2) 事業所は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規程の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続きにご協力願います。

ただし、その損害の発生についてご入居者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができます。

6) ハラスメント対策

(1) 事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(2) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

1. 身体的な力を使って危害を及ぼす。(及ぼされそうになった行為)
2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。
3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修の実施します。また、ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

7) 感染症対策について

感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針の整備、対策委員会の開催及び感染症及び食中毒の予防並びに蔓延防止のための研修及び訓練を実施しています。また、平常時からの備え(備蓄品の確保等)、初動対応、感染拡大防止体制の確率に関する業務継続計画を策定しています。

8) 非常災害対策

(1) 非常災害に関する『非常災害対策計画』を立てておくとともに、非常災害にそなえるため、年2回の避難、救出その他必要な訓練を行う。

(2) 非常災害発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設などとの連携および協力を行う体制を構築するよう努める。

(3) 事業所は、消火用具、非常口その他非常災害の発生の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する『非常災害対策計画』を作成する。

(4) 管理者は、非常災害の発生の際の関係機関への通報および連絡の体制を整備する。

9) 業務継続計画策定について

感染症や非常災害が発生した場合にあっても利用者が継続してケアを受けられるよう、事業を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画、「業務継続計画」を策定すると共に、必要な研修及び訓練を実施します。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名	社会福祉法人 日野友愛会 沖野原デイサービス
住所	〒527-0034 滋賀県東近江市沖野三丁目 10-18
説明者職名	
氏名	Ⓜ

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの説明を受けました。

ご利用者住所	〒 -
氏名	Ⓜ

  

身元保証人住所	〒 -
氏名	Ⓜ
(ご利用者との関係)	